

指宿市遊休農地再生事業について



【事業目的】

遊休農地を活用して、農業生産性の向上を図る目的で農地の再生事業を行う認定農業者・認定新規就農者・基本構想水準到達者等に対して、指宿市補助金等交付規則に基づき予算の範囲内で10aあたり30,000円を上限として、補助金を交付する。
(10aあたり30,000円以下で再生された場合は、その金額を補助金として交付する。)

【事業対象者】

※次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①遊休農地を農地法・農地中間管理事業の推進に関する法律等に基づき、購入又は借受けた者
- ②申請時点において、認定農業者・認定新規就農者・基本構想水準到達者又は「地域計画」のうち目標地図に位置付けられた又は位置付けられると見込まれる者
- ③再生を行う農地を事業実施後5年以上継続して営農することが見込まれる者

【補助対象農地】

- ・農地法第32条第1項第1号及び第2号に規定する農地であり再生事業により農業振興の見込まれる農地（農地パトロールにおいて再生可能な荒廃農地と判断された農地。不明な場合は、事務局による現地確認調査を実施。）

【補助対象作業】

- ・障害物除去作業
- ・深耕作業
- ・整地作業等



【補助対象となる経費】

- ・燃料費
- ・委託料
- ・借上料
- ・労務費等

★交付決定前の事前着手は交付対象外となる。

★単年度事業のため、年度内の事業完了が対象。



◎裏面に事業申請フローあり



【問い合わせ】

指宿市農業委員会事務局 振興係

電話 0993-22-2111（内線5722・5723）

指宿市遊休農地再生事業申請フロー

